

安芸高田市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与 重要事項説明書

あなたに対する指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

- (1) 事業者名 社会福祉法人 安芸高田市社会福祉協議会
- (2) 所在地 広島県安芸高田市吉田町常友 1564 番地 2
- (3) 代表者氏名 会長 水重 克幸
- (4) 電話番号 (0826) 42-2941

2 事業所概要

(1) 事業所名称

介護保険法令に基づき広島県知事から指定を受けている事業所名称（指定日および指定番号）	各事業所につき介護保険法令に基づき広島県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類
安芸高田市社会福祉協議会 福祉用具貸与事業所 平成 16 年 3 月 1 日指定（3473600355）	指定福祉用具貸与 指定介護予防福祉用具貸与

- (2) 所在地 広島県安芸高田市甲田町高田原 1490 番地 1

- (3) 電話番号 (0826) 45-7531

- (4) 事業の目的 要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与を提供する事を目的とします。

- (5) 運営の方針
 - ① 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護状態又は要支援状態にある利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選択の援助、取付け、調整等を行い、要介護状態にある利用者については、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ります。また、要支援状態にある利用者については、利用者の生活機能の維持又は改善を図ります。
 - ② 指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与は、目標を設定し計画的に行います。
 - ③ 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の提供に努めます。
 - ④ 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- ⑤ 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- ⑥ 事業所は、指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与を提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

- (6) 実施地域 安芸高田市、北広島町全域
- (7) 営業日 月曜日から金曜日(国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
- (8) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

3 職員の体制

管 理 者	1 名
福祉用具専門相談員	常勤換算で 2 名以上

4 指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の提供方法

- (1) 受 付 当事業所に関してのお問い合わせ、お申し込みは下記にてお願いします。

TEL : (0826) 45-7531 FAX : (0826) 45-7012

- (2) 選定の援助 福祉用具専門相談員が利用者の状態に応じ、利用者の希望を聞きながら、機能や価格帯の異なる複数の福祉用具の情報提供、一部の福祉用具については、貸与と販売の選択制の説明及び提案を行うとともに、適切な福祉用具を選定します。

指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標達成するための具体的なサービス内容、実施状況の把握（モニタリング）を行う時期等を記載した福祉用具サービス計画（指定福祉用具貸与計画、指定介護予防福祉用具貸与計画）を作成し、利用者及び担当ケアマネージャーへ交付します。

また利用者が適切な福祉用具を選択する観点から、当該福祉用具に対しての全国平均貸与価格の説明を行います。

- (3) 納 品 福祉用具専門相談員が利用者の状態に応じ、利用者のご希望される日時及び場所へ納品、取付け、調整等を行い、使用方法の説明を行います。
- (4) 修 理 業者委託及び事業所の福祉用具専門相談員が行います。
- (5) 点 検 利用者の利用について福祉用具専門相談員が点検訪問します。(6 ヶ月に 1 回)

5 取り扱う種目

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 車いす | (8) スロープ |
| (2) 車いす付属品 | (9) 歩行器 |
| (3) 特殊寝台 | (10) 歩行補助杖 |
| (4) 特殊寝台付属品 | (11) 認知症老人徘徊感知機器 |
| (5) 床ずれ予防用具 | (12) 移動用リフト（つり具の部分を除く。） |
| (6) 体位変換器 | (13) 自動排泄処理装置 |
| (7) 手すり | |

6 利用料及び利用者負担金

指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料は、別添「サービス利用書」の価格の通りとし、お支払いいただく「利用者負担金」は、介護保険負担割合証に応じた金額とします。

(1) 利用開始月の利用料

- ・利用開始日が開始月の 15 日以前の場合は、月額利用料全額
- ・利用開始日が開始月の 16 日以降の場合は、月額利用料 1/2 相当額

(2) 利用終了月の利用料

- ・利用終了日が終了月の 15 日以前の場合は、月額利用料 1/2 相当額
- ・利用開始日が開始月の 16 日以降の場合は、月額利用料全額

(3) 1 ヶ月以内の利用料

- ・利用期間が 1 ヶ月以内の利用料は、月額利用料全額

(4) 搬入出に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用は、事業所が全額負担します。

7 利用者負担金のお支払方法

(1) 自動口座振替 県内に所在する金融機関より、毎月 20 日に前月分の利用者負担金を口座振替にてお支払いいただきます。

(2) 郵便振込 毎月 20 日までに前月分の利用者負担金を、郵便局にてお振込いただきます。

(3) 集金 福祉用具専門相談員が毎月 20 日頃にご自宅に伺った際に、前月分の利用者負担金をお支払いいただきます。

8 解約

ご連絡をいただき、ご都合のよい日で日程調整し、速やかに回収させていただきます。また解約について説明させていただきます。

9 サービス提供記録の開示

事業所は、利用者に対する指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の実施について記録を作成し、2 年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧又はその複写物を交付することにより、情報を提供します。

10 身分証明書の携行

福祉用具専門相談員は、身分証明書を常時携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、身分証明書を提示します。

11 衛生管理等

(1) 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品について衛生的な管理に努めます。

(2) 事業所は、福祉用具の消毒及び保管について業者へ委託し、委託契約に基づく方法により速やかに消毒を行い、すでに消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。

(3) 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。また、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施します。

12 相談・苦情対応及び処理体制

- (1) 窓口 安芸高田市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所
- (2) 受付時間 営業日の AM8：30 から PM5：30 まで
- (3) 連絡先 TEL (0826) 45-7531 、 FAX (0826) 45-7012
- (4) 苦情解決責任者 安芸高田市社会福祉協議会 事務局長
- (5) 苦情受付担当者 安芸高田市社会福祉協議会 介護支援課長
安芸高田市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所 管理者
- (6) 第三者委員 3名 希望される方は社会福祉協議会 42-2941 まで
- (7) 苦情の受付 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
- (8) 受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情受付責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く。）に報告致します。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を連絡します。
- (9) 解決の為の話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や立会いを求めることが出来ます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次によります。
ア．第三者委員による苦情内容の確認
イ．第三者委員による解決案の調整・助言
ウ．話し合いの結果や改善事項等の確認

(10) その他の苦情受付機関

安芸高田市市役所 保険医療課	所在地：安芸高田市吉田町吉田 791 番地 連絡先：TEL 42-5618 利用時間：午前 8：30～午後 5：15
北広島町役場保健課	所在地：山県郡北広島町有田 1234 番地 連絡先：TEL 050-5812-1853 利用時間：午前 8：30～午後 5：15
広島県国民健康保険団体連合会	所在地：広島市中区東白島町 19-49 国保会館 連絡先：TEL 082-554-0783 利用時間：午前 8：30～午後 5：15
広島県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：広島市南区比治山本町 12 番地 2 連絡先：TEL 082-254-3419 利用時間：午前 8：30～午後 5：30

13 事故発生時の対応

事業所は、利用者に対する指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

14 秘密の保持

事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。なお、サービス担当者会議等において、利用者又は家族の個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

15 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。また、虐待の防止のための指針を整備し、研修を定期的実施します。なお、これらを適切に実施するため管理者を担当者とします。

16 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の提供を継続的に実施及び早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。業務継続計画については、従業者へ周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。また、定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 その他

- (1) 事業所は、福祉用具専門相談員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 1 ～ 2 回
 - ③ その他の研修
- (2) 事業所は、適切な指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (3) 事業所は、利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに、緊急やむ得ない理由を記録します。

令和 年 月 日

(乙) 指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の提供開始に際し、甲に対して本書面に基づき指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の内容及び重要事項を説明し交付しました。

(乙) 事業者

所在地 広島県安芸高田市甲田町高田原 1490 番地 1
名称 安芸高田市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所

(甲) 私は、本書面に基づいて乙から指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の内容及び重要事項の説明および本書面の交付を受け、指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与の提供開始に同意いたします。

(甲) 契約者 (利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人 (家族及び第三者)

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)